明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

官報 号外 昭和四十六年三月二十六日

○第六十五回国会 衆議院会議録 第二十二号

昭和四十六年三月二十六日（金曜日）

議事日程　第十八号

　昭和四十六年三月二十六日

　　午後二時開議

第一　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　国有林野の活用に関する法律案（第六十三回国会、内閣提出）

○本日の会議に付した案件

日程第一　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第二　建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）

日程第三　国有林野の活用に関する法律案（第六十三回国会、内閣提出）

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

民事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

昭和四十五年度衆議院予備金支出の件（承諾を求めるの件）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

　　午後三時四分開議

○議長（船田中君）　これより会議を開きます。

日程第一　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（船田中君）　日程第一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

　昭和四十六年二月十三日

　　内閣総理大臣　佐藤栄作

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第一条　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「（第四条第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなされた軍人軍属であつた者については、恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三（第四款症及び第五款症を除く。次項において同じ。）に定める程度の不具廃疾の状態にある場合に限る。）」を削り、同条第二項中「（第四条第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなされた軍人軍属であつた者については、恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に定める程度の不具廃疾の状態になつたときに限る。）」を削る。

第七条第五項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6　準軍属であつた者が昭和十六年十二月八日以後における準軍属としての勤務（政令で定める勤務を除く。第二十三条第二項第四号及び第三十四条第五項において同じ。）に関連して負傷し、又は疾病にかかり、昭和四十六年十月一日（昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和四十六年十月一日後帰還する者については、その帰還の日）において、当該負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病を除く。）により第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合においては、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

第七条第四項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に定める」を「第一項に規定する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　軍人軍属（改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人及び準軍人を除く。）であつた者が本邦その他の政令で定める地域（第四条第二項に規定する戦地を除く。）における在職期間内の次に掲げる負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病を除く。）により、昭和四十六年十月一日（同日後復員する者については、その復員の日）において、第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合においては、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

一　昭和十六年十二月八日以後における戦争に関する勤務（政令で定める勤務を除く。次号、第二十三条第一項第五号及び第三十四条第一項において同じ。）に関連する負傷又は疾病

二　昭和二十年九月二日以後における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるもの

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に三九一、三〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	五五九、〇〇〇円
第二項症	四五三、〇〇〇円
第三項症	三六三、〇〇〇円
第四項症	二七四、〇〇〇円
第五項症	二二二、〇〇〇円
第六項症	一六二、〇〇〇円
第一款症	一五一、〇〇〇円
第二款症	一四〇、〇〇〇円
第三款症	一〇六、〇〇〇円
第四款症	八四、〇〇〇円
第五款症	七三、〇〇〇円

第八条第七項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に三一三、〇四〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三五二、一七〇円）以内の額を加えた額
第一項症	四四七、二〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五〇三、一〇〇円）
第二項症	三六二、四〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、四〇七、七〇〇円）
第三項症	二九〇、四〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三二六、七〇〇円）
第四項症	二一九、二〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二四六、六〇〇円）
第五項症	一六九、六〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一九〇、八〇〇円）
第六項症	一二九、六〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一四五、八〇〇円）
第一款症	一二〇、八〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一三五、九〇〇円）
第二款症	一一二、〇〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一二六、〇〇〇円）
第三款症	八四、八〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、九五、四〇〇円）
第四款症	六七、二〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、七五、六〇〇円）
第五款症	五八、四〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、六五、七〇〇円）

第八条第八項中「八千四百円」を「九千六百円」に、「九千六百円」を「一万八百円」に、「五千四十円」を「五千七百六十円」に、「五千七百六十円」を「六千四百八十円」に、「三千三百六十円」を「三千八百四十円」に、「三千八百四十円」を「四千三百二十円」に、「二万五千二百円」を「二万八千八百円」に、「二万八千八百円」を「三万二千四百円」に改める。

第八条第九項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金額
第一款症	五九四、〇〇〇円
第二款症	四九三、〇〇〇円
第三款症	四二三、〇〇〇円
第四款症	三四八、〇〇〇円
第五款症	二七九、〇〇〇円

第八条第十項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金額
第一款症	四七五、二〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五三四、六〇〇円）
第二款症	三九四、四〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、四四三、七〇〇円）
第三款症	三三八、四〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三八〇、七〇〇円）
第四款症	二七八、四〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三一三、二〇〇円）
第五款症	二二三、二〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二五一、一〇〇円）

第八条の次に次の二条を加える。

（障害年金及び障害一時金の額の特例）

第八条の二　前条第一項の規定にかかわらず、第七条第三項の規定により支給する障害年金の額は、前条第一項に定める額の十分の七・五に相当する額とする。

2　前条第二項から第六項までの規定は、前項の障害年金の額について準用する。

3　前条第七項の規定にかかわらず、第七条第六項の規定により支給する障害年金の額は、前条第七項に定める額の十分の七・五に相当する額とする。

4　前条第八項の規定は、前項の障害年金の額について準用する。

5　前条第九項又は第十項の規定にかかわらず、第七条第三項又は第六項の規定により障害年金の支給を受けるべき者に支給する障害一時金の額は、前条第九項又は第十項に定める額の十分の七・五に相当する額とする。

（障害年金の併給の調整）

第八条の三　障害年金を受ける権利を有する者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、援護審査会の議決により、その者に前後の不具廃疾を併合した不具廃疾の程度による障害年金を支給する。

2　障害年金を受ける権利を有する者が前項の規定により前後の不具廃疾を併合した不具廃疾の程度による障害年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害年金を受ける権利は、消滅する。

3　第一項の規定により前後の不具廃疾を併合した不具廃疾の程度による障害年金を受ける権利を取得した者については、第七条第七項の規定を適用しない。

4　第八条第一項若しくは第七項又は前条第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、第一項の規定により支給する前後の不具廃疾を併合した不具廃疾の程度による障害年金の額は、従前の障害年金の額に、前後の不具廃疾を併合した不具廃疾の程度に応じて第八条第一項を適用して得た額から従前の不具廃疾の程度に応じて同項を適用して得た額を控除した額に後に生じた障害年金の支給事由の別により厚生省令で定める率を乗じて得た額を加えた額とする。

5　第八条第二項から第六項までの規定は、前項の障害年金の額について準用する。この場合において、次の各号に該当するときは、同条第二項、第三項又は第六項に規定する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　従前の障害年金に加給する額があるとき、又は後に生じた支給事由により障害年金を支給するとした場合において加給すべきこととなる額があるとき　当該額のうちいずれか高い額又は当該額に相当する額

二　前号に該当しない場合であつて、前後の不具廃疾のいずれか又はいずれもが準軍属たるによるものであるとき　第八条第二項、第三項又は第六項に規定する額に〇・八を乗じて得た額（当該前後の不具廃疾のいずれか又はいずれもが第二条第三項第一号に掲げる者に係るものであるときは、第八条第二項、第三項又は第六項に規定する額に〇・九を乗じて得た額）

第九条第二項を次のように改める。

2　前項の期限の到来前六月前までに不具廃疾が回復しない者で、その不具廃疾の程度がなお第七条第一項に規定する程度であるものには、引き続き相当の障害年金を支給する。この場合においては、さらに前項の規定を適用することを妨げない。

第十一条第一号中「公務上」を削り、同条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」の下に「（第七条第三項に規定する軍人軍属であつた者にあつては、昭和四十六年九月三十日）」を加え、同条第三号中「第三項」を「第一項」に改め、「昭和三十三年十二月三十一日」の下に「（第七条第六項に規定する準軍属であつた者にあつては、昭和四十六年九月三十日）」を加える。

第十三条第一項を次のように改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

障害年金の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

一　第七条第一項の規定により支給する障害年金　昭和二十七年四月（同月一日後復員する者に支給するものについては、その復員の日の属する月の翌月）

二　第七条第四項の規定により支給する障害年金　昭和三十四年一月（昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和三十四年一月一日後帰還する者に支給するものについては、その帰還の日の属する月の翌月）

三　第七条第三項又は第六項の規定により支給する障害年金　昭和四十六年十月（同月一日後復員する者に支給するものについては、その復員の日の属する月の翌月とし、昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和四十六年十月一日後帰還する者に支給するものについては、その帰還の日の属する月の翌月）

四　第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項の規定により支給する障害年金　第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において援護審査会が定める月

第十四条第一項第三号中「軍人軍属であつた者にあつては、」を削り、同項第四号を削り、同条第二項中「又は第四号」を削る。

第二十三条第一項第二号中「負傷」を「公務上の負傷」に改め、同項に次の二号を加える。

四　昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に本邦その他の政令で定める地域（第四条第二項に規定する事変地を除く。）における在職期間（旧恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号）第七条に規定するもとの陸軍又は海軍の学生生徒については、それらの身分を有していた期間を含む。以下この号において同じ。）内において事変に関する勤務（政令で定める勤務を除く。第三十四条第二項第一号において同じ。）に関連して負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後に、これにより死亡した改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人若しくは準軍人又はこれらの者であつた者の遺族（前三号に掲げる遺族を除く。）

五　第七条第三項に規定する政令で定める地域における在職期間内の次に掲げる負傷又は疾病により、在職期間内又は在職期間経過後に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者（改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人及び準軍人並びにこれらの者であつた者を除く。）の遺族（第一号から第三号までに掲げる遺族を除く。）

イ　昭和十六年十二月八日以後における戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病

ロ　昭和二十年九月二日以後における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるもの

第二十三条第二項第二号中「負傷」を「公務上の負傷」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　昭和十六年十二月八日以後に準軍属としての勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した準軍属又は準軍属であつた者の遺族（前三号に掲げる遺族を除く。）

第二十五条第一項第一号を次のように改める。

一　夫については、不具廃疾であつて生活資料を得ることができないこと、又は死亡した者の死亡の当時から引き続き不具廃疾の状態にあること。

第二十六条第一項第一号中「十五万七千円」を「十七万三千七百円」に改め、同条第二項中「四千九百円」を「五千六百円」に、「五千六百円）」を「六千三百円）」に改め、同項第一号中「十万九千九百円」を「十三万八千九百六十円」に、「十二万五千六百円」を「十五万六千三百三十円」に改める。

第二十七条第一項中「及び第三号」を「から第五号まで」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「第二十三条第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号及び第三号に掲げる」に改める。

第二十九条第一項第一号中「公務上」を削る。

第三十二条第三項第二号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同条第四項第一号中「四千九百円」を「五千六百円」に、「五千六百円）」を「六千三百円）」に改め、同項第二号中「三千六百七十五円」を「四千二百円」に、「四千二百円）」を「四千七百二十五円）」に改め、同項第三号中「から第四号まで」を「又は第三号」に、「三千六百七十五円」を「四千二百円」に、「四千二百円）」を「四千七百二十五円）」に改める。

第三十四条第二項第一号中「事変」を「事変に関する勤務」に改め、「（政令で定める勤務を除く。次号において同じ。）」を削り、同条第五項中「第二条第三項第一号に掲げる者の勤務（政令で定める勤務を除く。）」を「準軍属としての勤務」に改める。

第四十九条の二中「第二十三条第二項第四号、第三十四条第二項第一号若しくは第五項」を「第七条第三項若しくは第六項、第二十三条第一項第四号」に改める。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第二条　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「一万三千八十円」を「一万四千四百七十円」に、「一万三千六百八十円」を「一万五千七十円」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第三条　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

（特別給付金の支給の特例）

4　昭和三十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二十七号。以下「法律第二十七号」という。）による改正後の遺族援護法第四条第四項第二号の規定により同法第二十三条第二項に規定する遺族給与金（同項第二号及び第三号に掲げる遺族に支給されるものを除く。）を受ける権利を有するに至つた者又は法律第二十七号附則第五条の規定により同条第一項に規定する遺族年金を受ける権利を有するに至つた者は、第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

5　前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十六年十一月一日とする。

（戦傷病者特別援護法の一部改正）

第四条　戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第九号中「昭和二十年八月九日以後における業務による負傷又は疾病」を「昭和十六年十二月八日以後昭和二十年八月九日前における軍事に関する業務による負傷若しくは疾病又は同日以後における業務による負傷若しくは疾病」に改め、同条第六項中「又は第三項に規定する戦地」を「、第三項又は第六項に規定する戦地」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　第二項第一号から第五号までに掲げる者については、その者の昭和十六年十二月八日以後の本邦その他の政令で定める地域（戦地を除く。）における戦争に関する勤務（政令で定める勤務を除く。この項において同じ。）に関連する負傷又は疾病（昭和二十年九月二日以後における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるものを含む。）は、当該各号に規定する負傷又は疾病とみなす。

7　第二項第六号から第十二号までに掲げる者については、その者の昭和十六年十二月八日以後における業務に関する勤務（政令で定める勤務を除く。）に関連する負傷又は疾病は、当該各号に規定する負傷又は疾病とみなす。

第十八条第二項中「四千二百円」を「四千八百円」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第五条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の特別項症から第六項症まで及び第一号表ノ三の第一款症から第四款症まで」を「及び第一号表ノ三」に改める。

第四条第一項中「第四款症」を「第五款症」に改める。

附則に次の三項を加える。

（特別給付金の支給の特例）

5　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第六十一号）による改正後の遺族援護法第二条第三項の規定並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二十七号。以下「法律第二十七号」という。）による改正後の遺族援護法第四条第四項第二号並びに第七条第一項及び第三項の規定により昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかつたことによる障害年金又は障害一時金を受けるに至つた者（法律第二十七号附則第六条の規定により昭和三十八年四月一日において第二条第一項第三号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなされた者を除く。）は、第二条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同条第一項第三号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。

6　前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十六年十月一日」とする。

7　前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十六年十月一日とする。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

第六条　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

（特別給付金の支給の特例）

4　昭和四十二年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父母として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二十七号。以下「法律第二十七号」という。）による改正後の遺族援護法第四条第四項第二号の規定により同法第二十三条第二項に規定する遺族給与金（同項第二号及び第三号に掲げる遺族に支給されるものを除く。）を受ける権利を有するに至つた者（遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば

当該遺族給与金を受けるべき者を含む。）又は法律第二十七号附則第五条の規定により同条第一項に規定する遺族年金を受ける権利を有するに至つた者（遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族年金を受けるべき者を含む。）は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

5　前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十六年九月三十日」とする。

6　前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十六年十月一日とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、第四条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（遺族援護法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第七条第一項及び第二項、第二十三条、第二十五条第一項第一号並びに第三十四条第五項の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金を受ける権利を有することとなるべき者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七条第一項及び第二項 第二十五条第一項 第三十条第一項 第三十六条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項 第三十八条第三号	昭和二十七年四月一日	昭和四十六年十月一日
第七条第一項及び第三項	同日	昭和四十六年十月一日
第十一条第二号 第二十九条第一項第二号及び第四号 第三十六条第一項第一号 第三十八条第二号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十六年九月三十日
第十三条第一項第一号 第三十条第一項	昭和二十七年四月	昭和四十六年十月
第十三条第一項第一号	同月一日	昭和四十六年十月一日
第二十五条第一項 第三十六条第二項 第三十八条第三号	昭和二十七年四月二日	昭和四十六年十月二日
第二十五条第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十六年十月一日
	昭和三十四年一月二日	昭和四十六年十月二日
第二十九条第一項第三号及び第四号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和四十六年九月三十日
第三十条第三項	昭和三十四年一月	昭和四十六年十月
	同年同月一日	昭和四十六年十月一日
第三十六条第一項第二号	同年四月二日	昭和四十六年十月二日

第三条　この法律による改正後の遺族援護法第七条第一項又は第三項の規定により障害年金又は障害一時金を受けることとなるべき軍人であつた者については、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第十二項本文及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第六十八号）附則第二項の規定を適用しない。

第四条　軍人軍属であつた者に支給する昭和四十六年一月から同年九月までの月分の障害年金については、遺族援護法第八条第一項に定める額は、それぞれ、次の表に定める額とする。

不具廃疾の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に三六一、二〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	五一六、〇〇〇円
第二項症	四一八、〇〇〇円
第三項症	三三五、〇〇〇円
第四項症	二五三、〇〇〇円
第五項症	一九六、〇〇〇円
第六項症	一五〇、〇〇〇円
第一款症	一三九、〇〇〇円
第二款症	一二九、〇〇〇円
第三款症	九八、〇〇〇円
第四款症	七七、〇〇〇円
第五款症	六七、〇〇〇円

2　準軍属であつた者に支給する昭和四十六年一月から同年九月までの月分の障害年金については、遺族援護法第八条第七項に定める額は、それぞれ、次の表に定める額とする。

不具廃疾の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に二五二、八四〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二八八、九六〇円）以内の額を加えた額
第一項症	三六一、二〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、四一二、八〇〇円）
第二項症	二九二、六〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三三四、四〇〇円）
第三項症	二三四、五〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二六八、〇〇〇円）
第四項症	一七七、一〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二〇二、四〇〇円）
第五項症	一三七、二〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一五六、八〇〇円）
第六項症	一〇五、〇〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一二〇、〇〇〇円）
第一款症	九七、三〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一一一、二〇〇円）
第二款症	九〇、三〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一〇三、二〇〇円）
第三款症	六八、六〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、七八、四〇〇円）
第四款症	五三、九〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、六一、六〇〇円）
第五款症	四六、九〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五三、六〇〇円）

第五条　軍人軍属であつた者に支給する昭和四十六年一月一日から同年九月三十日までの間に支給事由が生じた障害一時金については、遺族援護法第八条第九項に定める額は、それぞれ、次の表に定める額とする。

不具廃疾の程度	金額
第一款症	五四八、〇〇〇円
第二款症	四五五、〇〇〇円
第三款症	三九〇、〇〇〇円
第四款症	三二一、〇〇〇円
第五款症	二五七、〇〇〇円

2　準軍属であつた者に支給する昭和四十六年一月一日から同年九月三十日までの間に支給事由が生じた障害一時金については、遺族援護法第八条第十項に定める額は、それぞれ、次の表に定める額とする。

不具廃疾の程度	金額
第一款症	三八三、六〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、四三八、四〇〇円）
第二款症	三一八、五〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三六四、〇〇〇円）
第三款症	二七三、〇〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三一二、〇〇〇円）
第四款症	二二四、七〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二五六、八〇〇円）
第五款症	一七九、九〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二〇五、六〇〇円）

第六条　昭和四十六年一月から同年九月までの月分の遺族年金及び遺族給与金については、この法律による改正前の遺族援護法第二十六条第一項第一号中「十五万七千円」とあるのは「十六万三百円」と、この法律による改正前の同法同条第二項第一号中「十万九千九百円」とあるのは「十一万二千二百十円」と、「十二万五千六百円」とあるのは「十二万八千二百四十円」とする。

（遺族年金等の支給の特例）

第七条　軍人軍属が昭和二十年九月二日以後遺族援護法第四条第二項に規定する戦地であつた地域において在職期間内に軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡し、又は軍人軍属であつた者が同項に規定する事変地若しくは戦地若しくは同項に規定する戦地であつた地域における在職期間内の行為に関連して同日以後当該地域において死亡した場合においては、当該死亡が同法第二十三条第一項の規定による遺族年金（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第二十項及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十四号）附則第十一項の規定による遺族年金を含む。）の支給事由に該当する場合を除き、その遺族に遺族年金を支給する。ただし、当該死亡が大赦令（昭和二十年勅令第五百七十九号）第一条各号、大赦令（昭和二十一年勅令第五百十一号）第一条各号及び大赦令（昭和二十七年政令第百十七号）第一条各号に掲げる罪以外の罪に当たる行為に関連するものであることが明らかでないと援護審査会が議決した場合に限る。

2　前項の規定により遺族年金を支給する場合においては、当該死亡が遺族援護法第三十四条第二項又は第三項に規定する弔慰金の支給事由に該当する場合を除き、当該死亡した者の遺族に弔慰金を支給する。

3　第一項の遺族年金及び前項の弔慰金については、遺族援護法の規定による遺族年金及び弔慰金に

関する規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月と読み替えるものとする。

第二十五条第一項 第三十条第一項 第三十六条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項 第三十八条第三号	昭和二十七年四月一日	昭和四十六年十月一日
第二十五条第一項 第三十六条第二項 第三十八条第三号	昭和二十七年四月二日	昭和四十六年十月二日
第二十九条第一項第二号及び第四号 第三十六条第一項第一号 第三十八条第二号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十六年九月三十日
第三十条第一項	昭和二十七年四月	昭和四十六年十月
第三十六条第一項第二号	同年四月二日	昭和四十六年十月二日

（遺族年金の支給の特例）

第八条　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号。以下「法律第百八十一号」という。）の施行の際遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当していなかつたため遺族年金を受ける権利を有しなかつた父、母、祖父又は祖母であつて、同法第二十五条第一項中「昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が、昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）」とあるのを「昭和四十六年十月一日」と、同法第二十九条第一項第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのを「昭和四十六年九月三十日」と読み替えて適用した場合に、この法律の施行の際又はこの法律の施行後において遺族年金を受ける権利を有することとなるものについては、法律第百八十一号附則第十二項本文の規定にかかわらず、その者に遺族援護法第二十三条第一項の遺族年金を支給する。

2　前項の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者で、当該遺族年金の支給事由と同一の事由により恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第十条第一項に規定する旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族たるによる扶助料（以下「公務扶助料」という。）を受ける資格を有するもの（同一の事由による公務扶助料を受ける権利を有するもの並びに当該公務扶助料を受ける権利を有する者の扶養遺族であるもの及び扶養遺族であつたものを除く。）は、厚生省令で定めるところにより厚生大臣に届け出なければ、当該遺族年金を受ける権利を失う。

3　第一項の遺族年金について遺族援護法を適用する場合には、同法第三十条第一項中「昭和二十七年四月（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月一日以後であるときは、その死亡の日の属する月の翌月）」とあるのは「昭和四十六年十月」と、同条第二項中「死亡した者の死亡の日の属する月の翌月」とあるのは「昭和四十六年十月」とする。

4　第一項の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に支給する遺族年金の額は、他に同一の事由による公務扶助料が支給される期間、七千円（遺族援護法第二十三条第一項第二号に掲げる遺族に支給するものであるときは、五千二百五十円）とする。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　昭和四十六年一月から同年九月までの月分の留守家族手当については、この法律による改正前の未帰還者留守家族等援護法第八条中「一万三千八十円」とあるのは「一万三千三百五十円」と、「一万三千六百八十円」とあるのは「一万三千九百五十円」とする。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　この法律による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項の規定の改正により同法第三条に規定する特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、同条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十六年十月一日」とする。

2　この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項及び前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する同法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十六年十月一日とする。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三の次に次の一条を加える。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金を受ける権利を取得した者の扶助料を受ける資格の喪失）

第三十五条の四　この法律の附則の規定により旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受ける資格を取得した父、母、祖父又は祖母が、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第　　号）附則第八条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金を受ける権利を有するに至つたときは、その者は、当該扶助料を受ける資格を失う。

理　由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げ、勤務に関連する傷病により不具廃疾となつた軍人軍属等に障害年金を支給し、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（船田中君）　委員長の報告を求めます。社会労働委員長倉成正君。

［報告書は本号末尾に掲載］

［倉成正君登壇］

○倉成正君　ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善をはかるため、障害年金及び遺族年金の額の引き上げ等を行なおうとするものであります。

改正の第一点は、障害年金及び先順位遺族に係る遺族年金等を恩給法に準じて増額すること。

第二点は、準軍属のうち被徴用者等に係る障害年金等の額を、現行の軍人軍属に係る額の十分の八相当額から十分の九相当額に、その他の準軍属については、現行の十分の七相当額から十分の八相当額に引き上げること。

第三点は、軍人軍属の事変地、戦地における、いわゆるみなし公務傷病に係る障害年金の支給対象を、現行の第三款症から第五款症まで拡大すること。

第四点は、昭和十六年十二月八日以後、本邦等における勤務に関連した傷病により第五款症以上の障害者となった軍人軍属等、またはその者の遺族に、公務傷病による障害年金、遺族年金等の額の十分の七・五相当額の障害年金、遺族年金等を新たに支給すること。

第五点は、日華事変中に本邦等における勤務に関連した傷病により死亡した軍人等の遺族に、公務傷病に係る遺族年金の額の十分の七・五相当額の遺族年金を新たに支給すること。

第六点は、軍人恩給復活の際に六十歳未満であって、これまで公務扶助料の扶養加給の対象となったことのない軍人の父母等に対し後順位の遺族年金を支給し、また、昭和二十年九月二日以後、海外で軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡した者の遺族に対しても、遺族年金及び弔慰金を支給すること。

等であります。

また、未帰還者留守家族等援護法、戦傷病者特別援護法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法については、留守家族手当及び療養手当の額を引き上げるとともに、特別給付金の支給範囲を拡大すること等であります。

本案は、二月十三日本委員会に付託となり、昨二十五日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔参照〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案（委員会修正）

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを「（施行期日等）」に改め、同条ただし書中「同年四月一日」の下に「（この法律の公布の日が同年四月二日以後であるときは、公布の日）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　この法律の公布の日が昭和四十六年四月二日以後であるときは、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定は、同年四月一日から適用する。

○議長（船田中君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船田中君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二　建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）

○加藤六月君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第二とともに、内閣提出、運輸省設置法の一部を改正する法律案を追加し、また、内閣委員長提出、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案を委員会の審査を省略して追加し、三案を一括議題となし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（船田中君）　加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船田中君）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第二、建設省設置法の一部を改正する法律案、運輸省設置法の一部を改正する法律案、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

建設省設置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和四十六年二月四日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「宅地部を」の下に「、都市局に下水道部を」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　下水道部においては、第三条第七号に規定する事務をつかさどる。

附　則

この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

理　由

下水道に関する行政需要の増大に対処し、行政の効率的な執行を図るため、都市局に下水道部を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和四十六年二月四日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「統計調査部」を「情報管理部」に改める。

第二十二条第一項第六号を次のように改める。

六　運輸省の所掌事務に関する調査、統計、情報処理その他情報の管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第二十二条第一項第六号の二を削り、同条第二項中「統計調査部」を「情報管理部」に、「第五号から第六号の二まで」を「第五号及び第六号」に改める。

第二十九条中「航空保安職員研修所」を「航空保安大学校」に改める。

第三十六条第一項中「商船高等学校」を「商船高等専門学校」に改める。

第三十七条の四（見出しを含む。）中「航空保安職員研修所」を「航空保安大学校」に改める。

第五十五条の八第一項の表中「東京都北多摩郡久留米町」を「東久留米市」に改める。

附　則

この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、第五十五条の八第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

理　由

統計調査部を情報管理部に改組し、航空保安職員研修所の名称を航空保安大学校に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十六年三月二十六日

提出者

内閣委員長　天野　公義

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に、「三年を」を「四年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

引揚者等に対する特別交付金の支給の請求の実情にかんがみ、その請求期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（船田中君）　委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。内閣委員長天野公義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔天野公義君登壇〕

○天野公義君　ただいま議題となりました三法案のうち、内閣提出の二法案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

建設省設置法の一部を改正する法律案は、都市局に下水道部を設置しようとするものであります。

本案は、二月四日本委員会に付託、二月十六日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、三月二十五日、質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

運輸省設置法の一部を改正する法律案は、大臣官房の統計調査部を情報管理部に改組すること、航空保安職員研修所の名称を航空保安大学校に改めること等を内容とするものであります。

本案は、二月四日本委員会に付託、二月十六日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、本二十六日、質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

次に、内閣委員会の提出にかかる引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律は、長年の懸案であった在外財産問題の最終的解決をはかるため、引揚者、その遺族及び引き揚げ前死亡者の遺族に対して、特別の措置として特別交付金を支給する趣旨により、昭和四十二年に制定されたものであります。

この特別交付金は、制定当時、原則として昭和四十五年三月三十一日まで請求しなかった者に対しては支給しないこととなっていたのでありますが、その請求状況等にかんがみ、御承知のように、昨年その請求の期限を一年延長して、本年三月三十一日までと改めたのであります。

すでに大部分の方々は、その請求手続を終了されているのでありますが、戦後二十五年余を経過しておりますため、請求に必要な資料の収集などの理由により、いまだなお請求されない方々もあるように見受けられます。

そこで、この法律制定の趣旨からして、一人でも多くの方々がその利益に均てんできるように、その請求の期限をさらに一年延長し、昭和四十七年三月三十一日までとするとともに、引揚者の引き揚げの日または死亡者の死亡の事実が判明した日が昭和四十三年四月二日以後である場合におけるその請求の期限についても一年延長して、それぞれそれらの日から起算して四年を経過する日に改めようとするものであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。（拍手）

○議長（船田中君）　これより採決に入ります。

まず、日程第二及び運輸省設置法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船田中君）　御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船田中君）　起立多数。よって、本案は可決いたしました。

日程第三　国有林野の活用に関する法律案

（第六十三回国会、内閣提出）

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

（農林水産委員長提出）

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

○加藤六月君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第三とともに、農林水産委員長提出、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、及び漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案の両案を委員会の審査を省略して追加し、三案を一括議題となし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（船田中君）　加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船田中君）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第三、国有林野の活用に関する法律案、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

国有林野の活用に関する法律案

右国会に提出する。

昭和四十五年三月十三日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

国有林野の活用に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第四条の規定の趣旨に即し、国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上のための国有林野の活用につき、国の方針を明らかにすること等により、その適正かつ円滑な実施の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「国有林野」とは、国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野をいい、「国有林野の活用」とは、同法、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）その他の法令の規定に基づき、国有林野を貸し付け、使用させ、交換し、売り払い、若しくは譲与し、国有林野の所管換若しくは所属替をし、及び国有林野につき部分林契約若しくは共用林野契約を締結することをいう。

2　この法律において「農林業の構造改善」とは、農業構造の改善及び林業構造の改善をいい、「農業構造の改善」及び「林業構造の改善」とは、それぞれ、農業基本法（昭和三十六年法律第百二十七号）第二条第一項第三号の農業構造の改善及び林業基本法第三条第一項第二号の林業構造の改善をいう。

（国有林野の活用の推進）

第三条　農林大臣は、国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上に資するため、国有林野の管理及び経営の事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払いつつ、次の各号に掲げる国有林野の活用で当該各号に掲げる者を相手方とするもの（第一号に掲げる国有林野の活用にあつては、同号に掲げる者に売り払うことを目的とする所属替を含む。）を積極的に行なうものとする。

一　農業構造の改善の計画的推進又は農業生産の選択的拡大の促進のための農用地（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第一項に規定する農用地をいう。）の造成の事業で農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用

　農業を営む個人、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人、農業協同組合、地方公共団体その他農林省令で定める者

二　前号に掲げる事業の用に供することを目的として譲渡された土地で林業経営の用に供されていたものに代わるべき土地として林業経営の用に供することを目的とする国有林野の活用

　当該譲渡をした者で農林省令で定めるもの

三　林業構造の改善の計画的推進のための小規模林業経営の規模の拡大その他林業経営の近代化の事業で農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用

　林業を営む個人で農林省令で定めるもの又は農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の八第一項第二号に掲げる事業を行なう農事組合法人、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七十九条第一項第二号に掲げる事業を行なう森林組合その他の小規模林業経営を行なう者が主たる構成員若しくは出資者となつている団体で農林省令で定めるもの

四　国有林野の所在する地域の市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住所を有する者が共同して行なう造林及び保育、家畜の放牧又は養畜の業務のための採草で農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用（前三号に掲げるものを除く。）

　当該造林及び保育、家畜の放牧若しくは養畜の業務のための採草を行なう者若しくはこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となつている団体で農林省令で定めるもの又は当該市町村

五　国有林野の所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上のために必要な事業で公用、公共用又は公益事業の用に供する施設に関するものの用に供することを目的とする国有林野の活用

　当該事業を行なう者

六　前各号に掲げるもののほか、国有林野の所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上のために必要な事業で山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条第一項の山村振興計画に基づくものの用に供することを目的とする国有林野の活用

　農事組合法人、農業協同組合、森林組合、地方公共団体その他農林省令で定める者

2　前項の規定による国有林野の活用は、当該国有林野の位置その他の自然的経済的諸条件からみて合理的なものであるとともに、当該国有林野の所在する地域の経済的又は社会的実情を考慮しかつ当該地域の住民の意向を尊重したものでなければならない。

（国有林野の活用に関する基本的事項の決定及び公表）

第四条　農林大臣は、前条第一項の規定による国有林野の活用につき、その推進のための方針、適地の選定方法その他当該活用の実施に関する基本的事項を定め、これを公表しなければならない。

（国有林野の活用の適正な実施）

第五条　農林大臣は、第三条第一項各号に掲げる者から当該各号に掲げる国有林野の活用を受けたい旨の申出があつたときは、必要な現地調査を行なつて、すみやかに当該活用の適否を決定するとともに、当該活用を行なうに当たつては、次項の規定によるほか、用途を指定する等当該活用に係る土地の利用が当該活用の目的に従つて適正に行なわれるようにするための必要な措置を講じなければならない。

2　農林大臣は、第三条第一項の規定による国有林野の活用により土地の売払いをする場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百七十九条の定めるところにより、買戻しの期間を当該売払いの日から十年を経過する日までの期間とする買戻しの特約をつけなければならない。

3　農林大臣は、前項の売払いに係る土地につき、次の各号に掲げる場合（土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）によつてその土地が収用された場合その他農林省令で定める場合を除く。）に限り、同項の特約に基づく買戻権を行使することができる。

一　指定された期日までに指定された用途に供されなかつたとき。

二　指定された用途に供された後指定された期間内にその用途が廃止されたとき。

（国有林野の活用を受けた者の義務）

第六条　第三条第一項の規定による国有林野の活用を受けた者は、当該活用の目的に従つて、当該活用に係る土地の利用を適正に行なうとともに、その利用の増進に努めなければならない。

（延納の特約）

第七条　農林大臣は、第三条第一項の規定による国有林野の活用で同項第一号から第三号までに掲げるものに該当する土地の売払い又は当該活用に伴う立木竹の売払いをする場合において、当該売払いを受ける者がその代金を一時に支払うことが困難であると認めるときは、国有財産法第三十一条第一項の規定にかかわらず、確実な担保を徴し、利息を附し、二十五年以内の延納の特約をすることができる。この場合には、同条第二項及び第三項（同項第二号を除く。）の規定を準用する。

（収入の使途）

第八条　第三条第一項の規定による国有林野の活用により行なう国有林野の交換、売払い、所管換又は所属替による収入は、予算で定めるところにより、次の各号に掲げる経費の財源に充てるものとする。

一　森林経営の用に供することが適当な民有林野（地方公共団体の所有に属するものを含む。以下同じ。）で国有林野とあわせて経営することを相当とするものの買入れに要する経費

二　国土の保全上必要な民有林野で国有林野とあわせて経営することを相当とするものの買入れに要する経費

三　前二号に掲げる民有林野を交換により取得する場合における交換に要する経費

四　前各号の買入れ又は交換により取得した森林原野に係る林道の開設その他林業生産基盤の整備に要する経費

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上のための国有林野の活用の適正かつ円滑な実施の確保

を図るため、これについての国の方針を明らかにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十六年三月二十六日

提出者

農林水産委員長　草野　一郎平

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「十年」を「十五年」に改め、「当該都道府県の区域内の」を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

酪農の健全な発達に資するため、農林漁業金融公庫が行なう乳業者に対する牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の造成等に必要な資金の融通に関する臨時措置をさらに五年を限り延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十六年三月二十六日

提出者

農林水産委員長　草野一郎平

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

漁業協同組合合併助成法（昭和四十二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の五項を加える。

2　組合は、第二条並びに第三条第一項及び第二項の規定の例により、合併及び事業経営計画をたて、これを漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第　　号）の施行の日から昭和五十一年三月三十一日までに都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

3　都道府県知事は、前項の認定をする場合には、第四条の規定（同条第一項の規定に基づく政令の規定を含む。）の例により、これを行なうものとする。

4　漁業法第六条第二項に規定する共同漁業権で同条第五項第一号の第一種共同漁業を内容とするものを有している組合が、前項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和五十二年三月三十一日までに他の組合と合併した場合において、その合併に係る合併後の組合が当該共同漁業権の存続期間中において当該共同漁業権に係る漁業権行使規則の変更又は廃止をしようとするときは、同法第八条第五項において準用する同法第三項の規定による三分の二以上の者のうちには、当該変更又は廃止につき同項の規定による同意を求められるべき者で当該共同漁業権を有していた当該組合（当該合併前の組合のうちに当該共同漁業権を共有していた二以上の組合が含まれていた場合にあつては、これらの組合ごと）の当該合併の際における組合員であつたものの三分の二以上が含まれていなければならない。

5　漁業協同組合整備促進法第十四条第一項の勧告による合併後の組合が、附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和五十二年三月三十一日までにさらに他の組合と合併した場合において、その合併により当該勧告による合併後の組合が解散したときは、同法第十五条中「合併後存続する漁業協同組合又は合併によつて成立した漁業協同組合」とあるのは、「合併後存続する漁業協同組合又は合併によつて成立した漁業協同組合（これらの漁業協同組合が、漁業協同組合合併助成法（昭和四十二年法律第七十八号）附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和五十二年三月三十一日までにした合併によつて解散した場合にあつては、その合併後存続する漁業協同組合又はその合併によつて成立した漁業協同組合）」とする。

6　組合が第四条第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和四十六年三月三十一日までに合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和五十二年三月三十一日までにさらに他の組合と合併した場合には、第六条第一項中「その合併に係る合併後の組合」とあるのは「その合併に係る合併後の組合（その組合が、附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和五十二年三月三十一日までに合併した場合にあつては、その合併に係る合併後の組合）」とし、同条第二項中「その合併後存続する漁業協同組合又はその合併によつて成立した漁業協同組合」とあるのは「その合併後存続する漁業協同組合又はその合併によつて成立した漁業協同組合（これらの漁業協同組合が、漁業協同組合合併助成法附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和五十二年三月三十一日までにした合併によつて解散した場合にあつては、その合併後存続する漁業協同組合又はその合併によつて成立した漁業協同組合）」とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第四号及び第六十六条の二第一項第七号中「第四条第二項」の下に「又は附則第三項」を加える。

第八十一条の二中「漁業協同組合合併助成法第四条第二項」の下に「若しくは附則第三項」を加える。

理　由

漁業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、漁業協同組合合併助成法に定める合併及び事業経営計画の樹立及び認定に関する措置等をさらに一定期間実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に伴い、漁業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税、登録免許税及び事業税の減免額は今後の合併の推移によるが、昭和四十二年度から昭和四十五年度までの実績によると合併参加一組合当たりの減免額は約二十万円である。

○**議長（船田中君）**　委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。農林水産委員長草野一郎平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔草野一郎平君登壇〕

○**草野一郎平君**　ただいま議題となりました三法案につきまして申し上げます。

まず、国有林野の活用に関する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、国有林野の所在する地域における農林業の構造改善、その他産業の振興または住民の福

祉の向上のための国有林野の活用の適正かつ円滑な実施の確保をはかることを目的としたものであります。すなわち、国有林野の活用を積極的に推進するため、林業基本法の規定の趣旨に従い、積極的に行ならべき国有林野の活用の内容を具体的に示すとともに、これらの活用を行ならにあたって、国の基本的態度を明らかにする等の措置を講じようとするものであります。

本案は、第六十一回国会に本案と同様趣旨の内容の法律案が提出され、衆議院で修正の後、参議院において審議未了となったという経緯があり、第六十三回国会に、衆議院の修正部分を加え、内閣から再提出されたものでありまして、以後、今国会まで継続審査となっていたものであります。

本委員会においては、三月十日より三月二十五日まで五日間にわたり慎重に審議を重ね、同日質疑を終了し、直ちに採決を行なった結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して、日本共産党より修正案が提出されましたが、少数をもって否決されました。

また、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、国有林野の活用に関する基本的事項については、その重要性にかんがみ、決定にあたっては林政審議会の意見を聞くものとすること等の五項目にわたる附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上、御報告申し上げます。

次に、農林水産委員長提出、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

乳業施設資金融通制度は、酪農振興法に定めるところに従って、乳業を営む者に対し、農林漁業金融公庫から、その乳業施設の改良、造成等に融資することを目的として、昭和三十六年に創設されて以来、昭和四十五年まで十年間に約九十四億円融資され、酪農業の急速な発展をはかる上から大きな役割りを果たしてまいりました。

最近の牛乳、乳製品の消費は伸び悩んでいるものの、長期的には需要増大の傾向にあり、これに対応して消費地に対する生乳供給を確保するとともに、牛乳流通の合理化に資するための新型牛乳容器の開発等、生産施設を整備改善することが、従前にも増して強く要請されているのであります。

このような状況のもとで、本制度の資金需要は根強く増加してまいっておりますので、本制度を以上のような実情に合わせて存続させるために、本年三月三十一日をもって終了する本制度資金の貸し付け期限をさらに五年間延長することとし、あわせて、最近における生乳の流通実態に即応して、本資金の貸し付け対象となる乳業施設の地域に関する規制要件を緩和しようとして本案を提出した次第であります。

農林水産委員会においては、三月二十六日これを成案とし、委員長提出の法律案と決定いたしました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、農林水産委員長提出、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

昭和四十二年に漁業協同組合合併助成法が制定され、以来、この法律の規定に基づき、漁業協同組合の合併についての援助、合併後の組合の事業経営の基礎を確立するに必要な助成等の措置を講じてまいったことはすでに御承知のとおりであります。しかしながら、この法律の規定によると、合併及び事業経営計画の提出期限は昭和四十五年十二月三十一日までとされており、すでに期限が到来しているところであります。しかも、現在までのところ、漁業協同組合の合併の状況は、遺憾ながら計画どおりに進捗せず、今後引き続いて組合の合併を促進する必要が強く要請されるところであります。

このような実情にかんがみ、漁業協同組合合併助成法の規定に準じて、昭和五十一年三月三十一日まで、都道府県知事に合併及び事業経営計画を提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができることとするとともに、適当である旨の認定を受けた漁業協同組合については、従前の例により、法人税、登録免許税及び事業税の特例、あるいは漁業権行使規則の変更または廃止についての特例措置を実施して、極力漁業協同組合の合併を促進するよう本案を提出いたした次第であります。

農林水産委員会においては、三月二十六日これを成案とし、委員長提出の法律案と決定いたしました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（船田中君）　これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船田中君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、及び漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船田中君）　御異議なしと認めます。よって、両案とも可決いたしました。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○加藤六月君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（船田中君）　加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船田中君）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年三月二十四日

参議院議長　重宗　雄三

衆議院議長　船田　中殿

（小字は修正）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「建設業の」を「人命救助、動物麻酔、と殺又は漁業、建設業その他の産業の」に、「監督の下に建設作業」を「監督の下に人命救助、動物麻酔、と殺又は当該産業の作業」に、「以下「建設作業に従事する者」」を「第十一条第三項において「人命救助等に従事する者」」に改める。

第四条第一項第二号中「又はと殺若しくは」を「、動物麻酔、と殺又は」に、「又はと殺銃若しくは」を「、麻酔銃、と殺銃又は」に改め、同項第四号中「運動競技会のけん銃射撃競技」の下に「又は空気けん銃射撃競技」を、「当該けん銃射撃競技」を、「けん銃」の下に「又は空気けん銃」を加え、同条第四項中「けん銃」の下に「又は空気けん銃」を加え、同条の次に

次の一条を加える。

（番号又は記号の打刻）

第四条の二　都道府県公安委員会は、前条第一項第一号の規定による許可を受けた者に対し、その所持する猟銃又は空気銃が当該許可に係るものであることを表示させるため必要がある場合には、総理府令で定めるところにより、当該許可に係る猟銃又は空気銃に当該都道府県公安委員会が指定する番号又は記号を打刻することを命ずることができる。

第五条第一項中「前条」を「第四条」に改め、「経過していない者」の下に「（同条第一項第三号に該当したことにより許可を取り消された者を除く。）」を加え、同条第三項中「前条」を「第四条」に改める。

第五条の二に次の一項を加える。

3　都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可の申請に係る猟銃がライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分をこえるものをいう。以下同じ。）である場合には、当該ライフル銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当する者でなければ、許可をしてはならない。

一　狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者にあつては、ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者、事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者又は継続して十年以上第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者

二　標的射撃の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者にあつては、政令で定めるライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者

第八条第一項第六号中「第五号」の下に「若しくは第五条の二第三項第二号」を加える。

第十条第二項第一号中「場合」の下に「。ただし、許可に係る銃砲がライフル銃である場合において、事業に対する被害を防止するため当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、当該事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲をする必要がある場合に限る。」を加え、同項第二号中「規定による」に改め、「規定により標的射撃の用途に供するため」を「規定による」に改め、同条第三項中「実包、空包又は金属性弾丸を装てんしないで、」を削り、同条に次の一項を加える。

4　第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、第二項各号の一に該当する場合を除き、当該銃砲に実包、空包又は金属性弾丸を装てんしておいてはならない。

第十条の三（同条の前の見出しを含まないものとする。）を次のように改める。

第十条の三　第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次条の規定により保管の委託をする場合その他正当な理由がある場合を除き、許可に係る銃砲を自ら保管しなければならない。

2　前項の規定による銃砲の保管は、堅固な保管設備に施錠して行なわなければならない。ただし、狩猟のため堅固な保管設備がない場所に宿泊する場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

3　前項に規定する設備に銃砲を保管するにあたつては、当該設備に、保管に係る銃砲に適合する実包、空包又は金属性弾丸を当該銃砲とともに保管してはならない。

第十条の四第三項を削る。

第十条の五を第十条の六とし、同条の前に次の一条を加える。

（銃砲の保管状況に関する報告徴取）

第十条の五　都道府県公安委員会は、前二条の規定により銃砲を保管する者に対し、これらの規定による銃砲の保管の状況について必要な報告を求めることができる。

第十一条第一項に次の一号を加え、同条第三項中「建設作業」を「人命救助等」に改める。

三　第五条の二第三項第一号に該当することによりライフル銃の所持の許可を受けた者が同号に該当しなくなつた場合

第二十一条中「基いて」を「基づいて」に改め、「「前項各号の一に該当する」」の下に「とあり、又は同条第四項中「第二項各号の一に該当する」」を加える。

第二十二条の次に次の二条を加える。

（模造けん銃の所持の禁止）

第二十二条の二　何人も、模造けん銃（金属で作られ、かつ、けん銃に著しく類似する形態を有する物で総理府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を所持してはならない。ただし、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て輸出のための模造けん銃の製造又は輸出を業とする者（使用人を含む。）が、その製造又は輸出に係るものを業務のために所持する場合は、この限りでない。

2　前項ただし書の届出に関し必要な細目は、総理府令で定める。

（模造刀剣類の携帯の禁止）

第二十二条の三　何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、模造刀剣類（金属で作られ、かつ、刀剣類に著しく類似する形態を有する物で総理府令で定めるものをいう。）を携帯してはならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（事故届）

第二十三条の二　第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者又は第十四条の規定による登録を受けた銃砲若しくは刀剣類を所持する者は、当該許可又は登録に係る銃砲又は刀剣類を亡失し、又は盗み取られた場合においては、直ちにその旨を警察官に届け出なければならない。

第三十五条第一号中「第十条第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第十五条第二項」を「第十五条の三、第十五条第二項」に、「第二十三条」を「第二十二条の二から第二十三条まで」に改め、同条第四号中「第十一条第五項」を「第四条の二の規定による打刻命令又は第十一条第五項」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条に次の一号を加える。

六　第二十三条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十七条中「第三十五条第一号から第四号まで」の下に「若しくは第六号」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第十条の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、第二十二条の次に第二十二条の二を加える改正規定、第三十五条第一号の改正規定（第十条の三第一項及び第二十二条の三に係る部分を除く。）及び附則第五項の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現に麻酔銃について改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（次項において「旧法」という。）第四条第一項第一号の規定による所持の許可を受けている者は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（次項において「新法」という。）第四条第一項第二号の規定により当該麻酔銃について所持の許可を受けた者とみなす。

3　この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃を所持している場合において、当該猟銃が新法第五条の二第三項のライフル銃であるときは、当該許可を受けている者については、○この法律の施行の日から五年間は、○当該ライフル銃に関する限り、同項の規定は、適用しない。この場合において、当該許可は、同項の規定が適用されることとなつた日に、その効力を失う。

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（武器等製造法の一部改正）

5　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（保管）

第十九条の二　猟銃等製造事業者又は前条第一項の許可を受けた者（以下「猟銃等販売事業者」という。）は、業務のため所持する猟銃等を、正当な事由がある場合を除き、第十七条第二項又は前条第二項において準用する第五条第一項第二号の要件を備えた設備に施錠して保管しなければならない。

2　前項の場合において、猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者は、当該設備に、保管に係る猟銃等に適合する実包、空包又は金属性弾丸を当該猟銃等とともに保管してはならない。

第二十三条中「第十九条第一項の許可を受けた者（以下「猟銃等販売事業者」という。）」を「猟銃等販売事業者」に改める。

第三十四条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　第十九条の二の規定に違反した者

○議長（船田中君）　委員長の報告を求めます。地方行政委員長菅太郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔菅太郎君登壇〕

○菅太郎君　ただいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本案のおもな内容を申し上げますと、その第一は、ライフル銃の有する社会的危険性にかんがみ、ライフル銃の所持の許可基準を厳格にし、公安委員会は、獣類の捕獲を職業とする者、及び事業に対する被害を防止するため必要とする者等でなければ、ライフル銃の所持の許可をしてはならないものとすることであります。

なお、政府案では、現に許可を受けてライフル銃を所持している者については、この基準に関する改正規定は適用しないこととしておりましたが、参議院において、この法律の施行の日から五年間に限り、適用しないものとすることに修正されました。

その第二は、銃砲の盗難等を未然に防止するため、銃砲の所持の許可を受けた者、または猟銃等の製造事業者もしくは販売事業者は、その所持する銃砲を堅固な保管設備に施錠して保管しなければならないこととするほか、保管設備には実包等を銃砲とともに保管してはならないものとすることであります。

その第三は、社会的危険性にかんがみ、何人も輸出のための場合を除いては模造拳銃を所持してはならないものとし、また、業務その他正当な理由による場合を除いては模造刀剣類を携帯してはならないものとすることであります。

そのほか、事故届け及び猟銃等に対する番号の打刻等所要の規定の整備をすることとしております。

本案は、参議院先議でありまして、三月二十四日本委員会に付託され、同月二十五日荒木国務大臣から提案理由の説明を、また、参議院若林地方行政委員長から参議院における修正部分の趣旨説明をそれぞれ聴取した後、熱心に審査を行ないました。

本日、質疑を終了し、討論の申し出もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、小口径ライフル銃の猟具としての禁止措置、猟銃等の製造及び販売事業者に対する公安委員会の指導監督の強化、猟銃用火薬類に対する規制の強化及び猟銃用火薬類以外の火薬類に対する規制の強化を内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（船田中君）　採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船田中君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

民事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○加藤六月君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、民事訴訟法等の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（船田中君）　加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船田中君）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

民事訴訟法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和四十六年三月四日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

民事訴訟法等の一部を改正する法律

第一条　民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第百四十三条各号列記以外の部分を次のように改める。

調書ニハ左ノ事項ヲ記載シ裁判所書記官之ニ署名捺印シ尚裁判長之ニ捺印スルコトヲ要ス但シ裁判所書記官ハ署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得

第百四十三条に次の一項を加える。

裁判長支障アルトキハ陪席裁判官之ニ代リテ捺印シ且其ノ事由ヲ記載スルコトヲ要ス但シ裁判官皆支障アルトキハ裁判所書記官其ノ旨ヲ記載スルヲ以テ足ル

第百五十条第三項、第百五十一条第四項、第二百七条及び第二百四十四条に次のただし書を加える。

但シ署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得

第二百五十条第一項中「準備手続ニ於テハ調書ヲ作リ」を「準備手続ノ調書ニハ」に改める。

第二百五十六条中「第百四十一条」を「第百四十八条」に改める。

第五百十七条第三項に次のただし書を加える。

但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得

第五百四十条第一項中「作ル可シ」を「作リ之ニ署名捺印ス可シ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得」に改め、同条第二項第六号を削る。

第五百六十条ただし書中「第五百六十一条、」を「第五百六十条ノ二、第五百六十一条又ハ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五百六十条ノ二　簡易裁判所ニ於テ為シタル和解ニ関シテハ執行文付与ニ付テノ訴又ハ請求ニ関シ異議ヲ主張スル訴又ハ執行文付与ノ際証明シタリト認メタル事実ノ到来ニ係リ此ニ因リテ和解ノ執行ヲ為シ得ベキモノヲ争ヒ若クハ認メタル承継ヲ争フ訴ハ其和解ニ係ル請求ガ簡易裁判所ノ管轄ニ属セザルモノナルトキハ其簡易裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ之ヲ起ス可シ

第二条　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「署名、捺印スベシ」を「署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得」に改める。

第十七条第二項及び第三項中「署名、捺印」を「署名捺印」に改め、同条に次の一項を加える。

前二項ノ署名捺印ハ記名捺印ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第百二十七条第二項中「署名、捺印スベシ」を「署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得」に改める。

第三条　競売法（明治三十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「署名、捺印スベシ」を「署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得」に改め、同条第二項中「署名、捺印」を「署名捺印」に改める。

第二十四条第二項、第二十五条第二項及び第四十一条第一項中「署名、捺印スベシ」を「署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得」に改める。

第四条　鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項及び第四十五条第二項に次のただし書を加える。

但シ署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得

第五条　破産法（大正十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第百八十七条に次のただし書を加える。

但シ署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得

第百八十九条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ署名捺印ハ記名捺印ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第六条　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第五項及び第百七十八条第三項に次のただし書を加える。

ただし、署名押印に代えて記名押印することができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

（民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

2　この法律の施行前に簡易裁判所に提起された第一条の規定による改正後の民事訴訟法第五百六十条ノ二に規定する訴えについては、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理　由

民事裁判手続の合理化を図るため、裁判書、調書等における署名捺印を記名捺印等で足りるものとし、簡易裁判所における訴訟上の和解に関する請求異議の訴え等の事物管轄を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○**議長（船田中君）**　委員長の報告を求めます。法務委員会理事小澤太郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔小澤太郎君登壇〕

○**小澤太郎君**　ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の主たる内容は、簡易裁判所において成立した訴訟上の和解等に関する請求異議の訴え等について、その請求の価額が三十万円をこえる場合においては、地方裁判所の専属管轄とし、また、決定書、命令書等は署名捺印にかえて記名捺印等で足りることとしようとするものであります。

当委員会は、三月十日提案理由の説明を聴取した後、慎重審議を重ね、三月二十三日質疑を終了し、本日、本案に対して日本共産党から修正案が提出されました。

次いで、討論なく、採決の結果、修正案は否決され、政府原案は全会一致をもって可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党、四党共同提案の附帯決議が付されましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（船田中君）**　採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（船田中君）**　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和四十五年度衆議院予備金支出の件（承諾を求めるの件）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

○**加藤六月君**　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、昭和四十五年度衆議院予備金支出の件とともに、議院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は委員会の審査を省略して、両件を一括議題となし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められんことを望みます。

○**議長（船田中君）**　加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（船田中君）**　御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

昭和四十五年度衆議院予備金支出の件、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、右両件を一括して議題といたします。

報告書

一、**昭和四十五年度衆議院予備金支出の件**

右件につき本院の承諾を求めるため報告する。

昭和四十六年三月二十六日

議院運営委員長　渡海元三郎

衆議院議長　船田　中殿

昭和四十五年度衆議院予備金支出

昭和四十四年十二月三日以降同四十五年十二月二十五日までの間において衆議院予備金から支出した金額は次のとおりである。

支出総額	三、九八七、六〇〇円
内	
昭和四十四年度	〇円
昭和四十五年度	三、九八七、六〇〇円

内　訳

区分	金額（円）	理由及び内訳	議院運営委員会承認年月日
昭和四十四年度国会所管			
（組織）衆議院			
（項）衆議院予備経費	〇		
第六十三回国会において支出承諾済額	七、〇〇〇、〇〇〇		
合計	七、〇〇〇、〇〇〇		
予算額	七、〇〇〇、〇〇〇		
差引予算残額	〇		
昭和四十五年度国会所管			
（組織）衆議院			
（項）衆議院予備経費			
5 弔慰金	三、九八七、六〇〇	在職中死亡した議員の遺族に対し弔慰金の支給を要するため 故議員川島正次郎君分 歳費一年分相当額 三、九八七、六〇〇円	昭和四十五年十一月二十四日
予算額	七、〇〇〇、〇〇〇		
差引予算残額	三、〇一二、四〇〇		

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十六年三月二十六日

提出者

議院運営委員長　渡海元三郎

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「十八万円」を「二十三万円」に改める。

附　則

この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

理　由

国会議員が受ける通信交通費の月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○**議長（船田中君）**　委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。議院運営委員会理事海部俊樹君。

〔海部俊樹君登壇〕

○**海部俊樹君**　ただいま議題となりました昭和四十五年度衆議院予備金支出の件外一件につきまして、報告並びに提案の趣旨を説明いたします。

まず、昭和四十五年度衆議院予備金支出の件につきまして報告いたします。

今回承諾をお願いいたしますのは、昭和四十四年十二月三日から昭和四十五年十二月二十五日までの間に、本院で支出した予備金三百九十八万七千六百円でありまして、使途は、在職中なくなられました議員の遺族に贈った弔慰金であります。

これの支出につきましては、議院運営委員会の承認を経たものでありますから、承諾をお願いいたします。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を説明いたします。

この法律案は、議員の通信交通費の月額を二十三万円に改定し、本年四月一日から施行しようとするものでありまして、議院運営委員会において起草、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださるようお願いいたします。（拍手）

○**議長（船田中君）**　これより採決に入ります。

まず、昭和四十五年度衆議院予備金支出の件につき採決いたします。

本件は承諾を与えるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（船田中君）**　御異議なしと認めます。よって、本件は承諾を与えるに決しました。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につき、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（船田中君）**　起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○**議長（船田中君）**　本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十二分散会

出席国務大臣

法務大臣　植木庚子郎君
厚生大臣　内田　常雄君
農林大臣　倉石　忠雄君
運輸大臣　橋本登美三郎君
建設大臣　根本龍太郎君
国務大臣　荒木萬壽夫君
国務大臣　山中　貞則君

○**朗読を省略した議長の報告**

（法律公布奏上及び通知）

一、昨二十五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

建設業法の一部を改正する法律

（応召議員）

一、今二十六日、召集に応じた議員は次のとおりである。

石川県第二区選出　益谷　秀次君

（理事補欠選任）

一、昨二十五日、外務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　曽祢　益君（理事曽祢益君昨二十五日委員辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、昨二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	補欠
受田　新吉君	竹本　孫一君
竹本　孫一君	受田　新吉君

地方行政委員

辞任	補欠
岡崎　英城君	山崎平八郎君
高鳥　修君	別川悠紀夫君
村田敬次郎君	江藤　隆美君
江藤　隆美君	村田敬次郎君

別川悠紀夫君　高鳥　修君
山崎平八郎君　岡崎　英城君

法務委員

辞任	補欠
江藤　隆美君	松野　幸泰君
井岡　大治君	黒田　寿男君
後藤　俊男君	日野　吉夫君
田中　武夫君	勝澤　芳雄君
三木　喜夫君	赤松　勇君
松野　幸泰君	江藤　隆美君

外務委員

辞任	補欠
鯨岡　兵輔君	稲村佐近四郎君
勝間田清一君	大原　亨君
曽祢　益君	西田　八郎君
西田　八郎君	曽祢　益君
稲村佐近四郎君	鯨岡　兵輔君
大原　亨君	勝間田清一君

大蔵委員

辞任	補欠
貝沼　次郎君	古川　雅司君

文教委員

辞任	補欠
赤松　勇君	三木　喜夫君

社会労働委員

辞任	補欠
島本　虎三君	八百板　正君
日野　吉夫君	大原　亨君
大原　亨君	後藤　俊男君
八百板　正君	島本　虎三君

農林水産委員

辞任	補欠
赤城　宗徳君	足立　篤郎君
佐々木秀世君	亀岡　高夫君
坂村　吉正君	菅波　茂君
中尾　栄一君	田澤　吉郎君
中垣　國男君	古内　広雄君
松野　幸泰君	松浦周太郎君
森田重次郎君	安田　貴六君
足立　篤郎君	赤城　宗徳君
亀岡　高夫君	佐々木秀世君
菅波　茂君	坂村　吉正君
田澤　吉郎君	中尾　栄一君
古内　広雄君	中垣　國男君
松浦周太郎君	松野　幸泰君
安田　貴六君	白濱　仁吉君

運輸委員

辞任	補欠
井野　正揮君	勝間田清一君
黒田　寿男君	井岡　大治君
和田　春生君	受田　新吉君
勝間田清一君	井野　正揮君
受田　新吉君	和田　春生君

逓信委員

辞任	補欠
江藤　隆美君	坪川　信三君
八百板　正君	島本　虎三君
島本　虎三君	八百板　正君

予算委員

辞任	補欠
相沢　武彦君	貝沼　次郎君
岡沢　完治君	曽祢　益君
曽祢　益君	岡沢　完治君

決算委員

辞任	補欠
阿部　文男君	佐々木秀世君
笠岡　喬君	中垣　國男君
中村　弘海君	高鳥　修君
中山　利生君	岡崎　英城君
丹羽　久章君	赤城　宗徳君
綿貫　民輔君	村田敬次郎君
赤城　宗徳君	丹羽　久章君
岡崎　英城君	中山　利生君
佐々木秀世君	阿部　文男君
高鳥　修君	中村　弘海君
中垣　國男君	笠岡　喬君
村田敬次郎君	綿貫　民輔君

議院運営委員

辞任	補欠
山口　鶴男君	後藤　俊男君
松本　善明君	青柳　盛雄君
後藤　俊男君	山口　鶴男君
青柳　盛雄君	松本　善明君

（議案提出）

一、昨二十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

地方財政法の一部を改正する法律案（華山親義君外六名提出）

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（華山親義君外六名提出）

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（広瀬秀吉君外六名提出）

公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案（広瀬秀吉君外六名提出）

一、今二十六日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案（角屋堅次郎君外十三名提出）

（議案受領）

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

へき地教育振興法の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付

された議案は次の委員会に付託された。

へき地教育振興法の一部を改正する法律案（鈴木力君外一名提出、参法第一八号）（予）

文教委員会　付託

（条約送付）

一、昨二十五日、参議院に送付した条約は次のとおりである。

最低賃金決定制度の創設に関する条約（第二十六号）の締結について承認を求めるの件

開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約（第百三十一号）の締結について承認を求めるの件

国際労働機関の総会がその第三十二回までの会期において採択した諸条約の一部改正で条約の運用に関する報告の国際労働機関の理事会による作成に関する規定の統一を目的とするものに関する条約（第百十六号）の締結について承認を求めるの件

（議案送付）

一、昨二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国有農地等の売払いに関する特別措置法案（農林水産委員長提出）

一、昨二十五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国有農地等の売払いに関する特別措置法案

一、昨二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

中小企業特恵対策臨時措置法案

勤労者財産形成促進法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

海洋科学技術センター法案

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法案

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

（議案通知）

一、昨二十五日、参議院送付の次の同院継続審査案（第六十三回国会内閣提出）を可決した旨参議院に通知した。

建設業法の一部を改正する法律案

（衆議院予備金支出の件報告書受領）

一、今二十六日、議院運営委員長から昭和四十五年度衆議院予備金支出の件についての報告書を受領した。

（質問書提出）

一、昨二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

第二種空港の拡張工事等に関する質問主意書（田代文久君提出）

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族及び戦傷病者の妻等、戦争犠牲者に対しては、年金の支給等各般にわたる援護の措置が講ぜられているが、今般さらにこれらの援護措置の改善を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。

㈠ 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する事項

1 障害年金及び障害一時金並びに先順位者に係る遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ、軍人軍属の第一項症に係る障害年金の額を昭和四十六年一月分から五十一万六千円（現行　五十万六千円）と、同年十月分から五十五万九千円とし、先順位者に係る遺族年金の額を昭和四十六年一月分から十六万三百円（現行　十五万七千円）と、同年十月分から十七万三千七百円とする等のこととすること。

2 準軍属のうち被徴用者等に係る障害年金、障害一時金及び遺族給与金の額を、現行の軍人軍属に係る額の十分の八相当額から十分の九相当額に引き上げ、その他の準軍属については、現行の十分の七相当額から十分の八相当額に引き上げること。

3 軍人軍属の事変地・戦地におけるみなし公務傷病に係る障害年金の支給対象を現行の第三款症から第五款症まで拡大すること。

4 昭和十六年十二月八日以後の本邦等において勤務に関連して傷病にかかり、これにより現に不具廃疾の状態（第五款症以上）にある軍人（文官）軍属又は準軍属であつた者に、公務傷病に係る障害年金等の額の十分の七・五相当額の障害年金等を支給すること。

5 日華事変中の本邦等において勤務に関連して傷病にかかり、これにより死亡した軍人又は準軍人の遺族に、公務傷病に係る遺族年金の額の十分の七・五相当額の遺族年金を支給すること。

6 昭和十六年十二月八日以後の本邦等において勤務に関連して傷病にかかり、これにより死亡した軍人（文官）軍属又は準軍属の遺族に、公務傷病に係る遺族年金等の額の十分の七・五相当額の遺族年金等を支給すること。

7 軍人恩給復活の際に六十歳未満であつた軍人の父母等であつて、その後恩給法の扶養加給の対象となつたことのない者に後順位に係る遺族年金を支給し、また昭和二十年九月二日以後に引き続き海外にあつて軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡した

場合に、その遺族に遺族年金及び弔慰金を支給すること。

㈡　未帰還者留守家族等援護法の一部改正に関する事項

留守家族に支給する留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて引き上げ、昭和四十六年一月分から一万三千三百五十円（現行　一万三千八十円）と、同年十月分から一万四千四百七十円とすること。

㈢　戦傷病者特別援護法の一部改正に関する事項

1　昭和十六年十二月八日以後の本邦等において勤務に関連して傷病にかかり、これにより現に不具廃疾の状態（第五款症以上）にある軍人軍属又は準軍属であつた者等に、療養の給付等を行なうこと。

2　長期入院患者に支給する療養手当の月額を、四千八百円（現行　四千二百円）に引き上げること。

㈣　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に関する事項

満洲開拓青年義勇隊員についての公務傷病の範囲の拡大等（昭和四十五年法改正）により遺族年金又は遺族給与金の受給権を有するに至つた戦没者等の妻に特別給付金を支給すること。

㈤　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に関する事項

第五款症に係る傷病年金、昭和四十五年法改正による障害年金等を受けている戦傷病者の妻に特別給付金を支給すること。

㈥　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正に関する事項

満洲開拓青年義勇隊員についての公務傷病の範囲の拡大等（昭和四十五年法改正）により遺族年金又は遺族給与金の受給権を有するに至つた戦没者の父母等に特別給付金を支給すること。

㈦　施行期日

この法律は、昭和四十六年十月一日から施行すること。ただし、戦傷病者特別援護法による療養手当の額の引上げについては、昭和四十六年四月一日から施行すること。

二　議案の修正議決理由

障害年金、遺族年金等の額を引き上げ、勤務に関連する傷病により不具廃疾となつた軍人軍属等に障害年金を支給し、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大する等戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図ることは、時宜に適するものと認めるが、なお施行期日につき、修正を加えることを適当と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和四十六年度一般会計予算（厚生省所管）に十二億百七十六万四千円が計上されている。

なお、国債の償還分は昭和四十七年度以降において、国債整理基金特別会計予算（大蔵省所管）に弔慰金として総額四千六百万円、特別給付金として総額十二億七千百万円が計上される見込みとなつている。

右報告する。

昭和四十六年三月二十五日

社会労働委員長　倉成　正

衆議院議長　船田　中殿

〔別紙〕

附　則　（小字は修正）

（施行期日〇等〇）

第一条　この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、第四条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項の改正規定は、同年四月一日〇（この法律の公布の日が同年四月二日以後であるときは、公布の日）〇から施行する。

2　この法律の公布の日が昭和四十六年四月二日以後であるときは、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定は、同年四月一日から適用する。

〔別紙〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一　今日の経済成長の実情並びに戦没者遺族等の老齢化の現状にかんがみ、これら老齢者及び妻の優遇措置を講ずること。なお、援護の水準をさらに引き上げ、公平な援護措置が行なわれるよう努力すること。

一　準軍属に対する処遇については、軍人軍属との格差をさらに縮小すること。

一　戦傷病者に対する障害年金等の処遇については、さらにその改善に努めること。

一　戦後二十数年経過した今日なお残されている未処遇者について、早急に具体的な解決策を講ずること。

一　未帰還者の調査については、さらに関係方面との連絡を密にし、その実態のは握に万全を期すること。

一　遺骨の収集については、さらにこれを推進すること。

建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十六年度を初年度とする第三次下水道整備五箇年計画の策定に伴い、今後の下水道に関する行政需要の増大に対処し、行政の効率的な執行を図るため、都市局に下水道部を設置しようとするものである。

なお、施行期日は、昭和四十六年四月一日としている。

二　議案の可決理由

本案は、建設行政の効率的な運営を図るた

め、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約三百四十万円が、昭和四十六年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十六年三月二十五日

内閣委員長　天野　公義

衆議院議長　船田　中殿

運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の改正点は、次のとおりである。

1　運輸行政を適確、迅速に遂行し、運輸事業の能率化、近代化を図るには、運輸の現況の一層総合的かつ高度な把握、分析が必要となるため、大臣官房の統計調査部を改組して情報管理部とし、従来からの統計、調査に関する事務のほか、運輸行政の遂行に必要な情報処理その他の情報の管理に関する事務を所掌させることとする。

2　航空保安職員研修所の研修内容の充実強化に伴い、同研修所の名称を航空保安大学校に改める。

3　商船高等専門学校の学生の航海訓練が本年から実施されることに伴い、航海訓練所の所掌事務を整備する。

4　行政区画の名称の変更に伴い、東京航空交通管制部の位置の表示を改める。

なお、施行期日は、昭和四十六年四月一日としている。ただし、4は公布の日から施行することとしている。

二　議案の可決理由

本案は、運輸行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十六年三月二十六日

内閣委員長　天野　公義

衆議院議長　船田　中殿

国有林野の活用に関する法律案（内閣提出、第六十三回国会閣法第八〇号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における農林業をめぐる諸情勢に対処して、国有林野の所在する地域の農林業の構造改善その他、産業の振興又は住民の福祉の向上のために国有林野の活用について、適正かつ円滑な実施の確保を図り、その活用を積極的に推進しようとするものである。すなわち、本案は、林業基本法の規定の趣旨に従い、積極的に行なうべき国有林野の活用の内容を具体的に示すとともに、これらの活用を行なうに当たつての国の基本的態度を明らかにする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　農林大臣は国有林野の管理および経営の事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払いつつ積極的に行なうべき国有林野の活用について、その活用の種類等を明らかにすること。

2　農林大臣は、国有林野の活用について、その推進のための方針その他基本的事項を定め、これを公表すること。

3　農林大臣は、国有林野の活用の適正な実施を図るために用途を指定する等必要な措置を講ずるとともに国有林野の活用を売払いにより行なうときは、用途を指定し、当該指定用途に反する場合には、買戻すことができるよう十年間を買戻し期間とする買戻しの特約をつけなければならないこと。

4　農林業構造改善のためにする国有林野の活用を円滑に実施するため、国有林野の活用として、土地等の売払いをする場合には、二十五年以内の延納の特約をすることができることとすること。

5　国有林野の活用に係る収入金の使途を、国有林野とあわせて経営することが適当な民有林野等の買入れ等に必要な経費およびそれら買入れ等によつて取得した林野の生産基盤の整備に必要な経費の財源に充てるものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、国有林野の所在する地域において、国有林野の活用により農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上を図る措置として必要かつ適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

また、日本共産党津川武一君より本案に対して、農林業の構造改善に資するための活用についてこれを農林業の構造改善に限定せず、農林業の生産の増大及び経営の安定に資するため活用をはかることとする等数点に及ぶ改正を内容とする修正案が提出されたが賛成少数をもつて否決された。

右報告する。

昭和四十六年三月二十五日

農林水産委員長　草野一郎平

衆議院議長　船田　中殿

〔別紙〕

国有林野の活用に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたつて、国有林野の活用が適切かつ円滑に行なわれるよう左記事項に十分留意し運用の万全を期すべきである。

記

一　国有林野の活用に関する基本的事項についてはその重要性にかんがみ、決定にあたつては林

政審議会の意見をきくものとすること。

二　国有林野の活用にあたつては、国土資源の総合的利用に配慮し、その目的が達成されるように活用の相手方について土地利用計画、事業構想、能力および資格等につき十分な審査を行なうとともに活用の適正を図るため指導助言につとめるほか活用を受けた者から土地利用について報告させる等の方途を講ずること。この場合において当該計画地域における未利用および粗放利用の民有地についても国土の効率的利用が促進されるよう配慮すること。

三　林業構造の改善のための活用は、原則として部分林契約により協業体を相手として行なうものとし、共同利用の採草放牧地とするための活用は、原則として貸付けにより行なうものとすること。

四　活用に伴う立木竹は原則として、幼齢林および防風林、庇蔭樹等土地と一体として活用されるものに限り売払いを行なうものとすること。

五　人口の都市集中化と余暇時間の増加傾向にかんがみ、国民の野外レクリエーションの場として必要なものおよび禁猟区その他野生動物および自然保護のために必要なものについては、活用対象地として選定することを避けるよう配慮すること。

右決議する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における銃砲ならびに模造けん銃および模造刀剣類を使用する犯罪や事故の実態にかんがみ、ライフル銃の所持および銃砲の保管に関する規制を強化し、ならびに模造けん銃および模造刀剣類の所持を制限するものとするほか、産業用銃砲等に関する規制を合理化する等その規定を整備しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一)　ライフル銃の有する社会的危険性にかんがみ、ライフル銃の所持の許可基準を厳格化し、公安委員会は、ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者、事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者、継続して十年以上猟銃の所持の許可を受けている者またはライフル射撃競技の選手もしくは候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者でなければ、ライフル銃の所持の許可をしてはならないものとすること。

なお、現に所持の許可を受けてライフル銃を所持している者については、この基準に関する改正規定は、この法律の施行の日から五年間は適用しないものとすること。

(二)　銃砲の盗難等を未然に防止するため、銃砲の所持の許可を受けた者または武器等製造法の猟銃等製造事業者もしくは猟銃等販売事業者は、その所持する銃砲を堅固な保管設備に施錠して保管しなければならず、当該保管設備には保管に係る銃砲に適合する実包、空包または金属性弾丸を当該銃砲とともに保管してはならないものとすること。

なお、公安委員会は、銃砲の所持の許可を受けている者に対し、その所持する銃砲の保管状況について必要な報告を求めることができるものとすること。

(三)　模造けん銃および模造刀剣類の社会的危険性にかんがみ、何人も、輸出のための模造けん銃の製造もしくは輸出を業とする者またはその使用人が業務上所持する場合を除いては、模造けん銃を所持してはならないものとし、業務その他正当な理由による場合を除いては、模造刀剣類を携帯してはならないものとすること。

(四)　亡失または盗難に係る銃砲刀剣類が犯罪に使用されることを防止するため、許可または登録に係る銃砲刀剣類を亡失し、または盗み取られた者は、直ちに警察官に届け出なければならないものとすること。

(五)　許可に係る猟銃または空気銃を特定させるため、公安委員会は、許可を受けた者に対し、当該猟銃または空気銃に番号または記号の打刻を命ずることができるものとすること。

(六)　産業用銃砲等の使用の実態にかんがみ、当該銃砲については、その所持の許可を受けた者の監督の下に当該業務に従事する者もこれを所持することができるものとすること。

(七)　空気けん銃射撃競技が国際的規模で開催されている実情にかんがみ、空気けん銃を厳格な要件の下に所持の許可の対象とすること。

(ハ) その他、所要の罰則を設けるものとするほか関係規定を整備すること。

二 議案の可決理由

銃砲、模造けん銃および模造刀剣類の有する社会的危険性にかんがみ、これらを使用する犯罪や事故を防止するため、その所持に関する規制を強化しようとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十六年三月二十六日

地方行政委員長　菅　太郎

衆議院議長　船田　中殿

〔別紙〕

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり次の諸点に留意して銃砲火薬類による危害の防止について、その実効に遺憾なきを期すべきである。

一 小口径ライフル銃は、それが有する危険性に比して猟具としての必要性に乏しいので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく猟具としての禁止措置を講ずること。

二 最近における銃砲店襲撃事件の発生にかんがみ、猟銃等の製造事業者および販売事業者の店舗等の態様を含めて事業の許可の基準を厳格にし、これらの事業者に対する公安委員会の指導監督を強化するとともに、さらに猟銃等の所持者に対する保管についての指導を徹底することにより国民の不安を払拭するよう万全の対策を講ずること。

三 猟銃用火薬類による危害の防止の徹底を図るため、狩猟用残火薬類の所持および猟銃用火薬類の譲受けに対する規制を強化するとともに、猟銃との分離保管を含めて猟銃用火薬類の貯蔵の技術上の基準に関する規制をさらに強化する措置を講ずること。

四 猟銃用火薬類以外の火薬類についてもその貯蔵および消費に関する規制を強化する措置を講ずること。

右決議する。

民事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、民事裁判手続の合理化を図るため、簡易裁判所における訴訟上の和解等に関する請求異議の訴え等の事物管轄の整備および判決書以外の裁判書、調書、訴状等における署名捺印形式の簡略化について所要の改正をしようとするものであり、その主なる内容は次のとおりである。

1 簡易裁判所において成立した訴訟上の和解等に関する請求異議の訴え、執行文付与の訴え又は執行文付与に対する異議の訴えは、その和解等に係る請求の価額が三〇万円をこえる場合には、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄とするものとすること。

2 決定書及び命令書には、裁判官が署名捺印に代えて記名捺印することができるものとすること。

3 裁判所書記官又は執行官が作成すべき調書その他の文書には、裁判所書記官又は執行官が署名捺印に代えて記名捺印することができるものとし、口頭弁論期日、証拠調期日等の調書には、裁判長又は裁判官が認印するものとすること。

4 訴状、準備書面その他当事者が作成すべき書面には、作成者が署名捺印に代えて記名捺印することができるものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、民事裁判手続の合理化を図るため、署名捺印形式を簡略化し、簡易裁判所における訴訟上の和解等に関する請求異議の訴え等の事物管轄の整備を図ろうとするものであり、きわめて妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

また、原案に対して、日本共産党青柳盛雄君から「最高裁判所規則ノ定ムルモノヲ除キ署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得」等の修正案が提出されたが、否決された。

右報告する。

昭和四十六年三月二十六日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長　船田　中殿

〔別紙〕

民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一　決定、命令の中には、判決におとらぬ重要なもののあることにかんがみ、裁判所は、本改正による記名押印方式の実施にあたり、適正な運用がなされるよう配慮すべきである。

二　政府及び裁判所は、司法制度の改正にあたり、在野法曹と密接な連絡をとり、意見の調整を図るよう努めるべきである。

右決議する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価　一部四十円（配送料共）
発行所
東京都港区赤坂葵町二番地　郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話　東京　五八二　四四一一（大代）